令和８年度青谷上寺地遺跡周辺砂丘部地質調査業務仕様書

（目的）

第１条　この仕様書は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園が委託する青谷上寺地遺跡周辺砂丘部地質調査業務の実施にあたって、受託者が遵守すべき作業の仕様を定め、もって当該業務の適正な執行を期することを目的とする。

（作業概要）

第２条　作業の概要は以下のとおりとする。

（１）委託業務の名称　令和８年度青谷上寺地遺跡周辺砂丘部地質調査業務

（２）委託業務の場所　鳥取市青谷町青谷（別紙資料のとおり）

（３）委託業務の内容　指定地点にてボーリング調査を行い、青谷上寺地遺跡周辺砂丘部の地形構造確認のためのデータを得る。

（４）業務期間　令和９年３月１９日まで

（地形構造確認ボーリング調査業務内容）

第３条　ボーリングコアの採取

実施地点は別紙地図に示した２地点とし、ボーリングコアを採取する。

２　機械ボーリングの形式は貫入式とする。

３　各ボーリング坑の深度は１０ｍとする。

４　機械ボーリングの掘削口径はφ６６ｍｍとする。

５　ボーリングコアの採取は連続採取を基本とし、できる限りコアが圧縮しないような方法を用いること。

６　現地でのボーリング調査終了後、下層部を川砂、上層部分は粘土で埋め戻して塞ぎ、原状に復すること。埋め戻し用の砂や粘土等は受託者が準備すること。

(成果品)

第４条 次のものを成果品とする。

（１）業務報告書（下記について記載されたもの）

報告書は印刷物２部と、以下の形式を満たすデジタルデータの両方を提出する。

ア　作業記録（実施記録写真等を添付）

イ　ボーリング柱状図（層序解析図）

ウ　地質断面図

エ　データ利用環境は、Windows10 以上で読み込み可能なデータとする。

オ　原稿は、ワープロソフトを用いたデータとする。（使用ソフト名、バージョン明記）

カ　データベースは、表計算ソフトを用いたデータとする。（使用ソフト名、バージョン明記）

キ　画像データは JPEG 形式とする。

ク　データ記録媒体は、CD-R 又は DVD とする。

（２）ボーリングコア一式

ラッピングし木箱等のケースに収納したもの。木箱の正面及び側面には、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の指定した項目（実施地点・年度・深度・受託者名等）の情報を記したアルミラベルを付すこと。

(成果品の検査の立会等)

第５条　検査は検査員が行い、合格したものを成果品とする。「検査員」とは鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長の命令又は委任を受けて検査を行う者をいう。

２　成果品の検査には、受託者が立ち会わなければならない。

３　検査終了後といえども、受託者の責に帰すべき事由によって、業務実施場所等における原状復旧等のやり直しの必要がある場合には、受託者の責任において直ちに実施するものとする。

（業務上の注意）

第６条　業務にあたっては、安全に最大の注意を払うこと。

２　業務にあたっては、労働基準法、労働保険その他 関係法令上の措置のすべてを行うこと。

３　採取した土壌に土器片ほか遺物が混入していた場合は、速やかに報告すること。

４　現地入りについては、調査箇所、搬入ルートについて調査職員と充分協議し、地元とのトラブルが発生しないように配慮すること。

５　現地での業務にあたっては、業務実施場所及び業務実施場所に至る搬入経路において表土面を著しく損傷することがないように充分に留意すること。万が一損傷した場合は、受託者の責任において速やかに原状に復すること。

６　関係官公庁への手続き及び協議等が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。

（その他）

第７条　本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、「地質・土質調査共通仕様書（令和８年２月改定）」に準ずるほか、両者協議のうえ、適切に処理するものとする。

第８条　本成果品の著作権について、著作財産権（複製権、翻案権、二次的著作物利用権等、著作者人格権を除いた著作権）は委託者に移転するものとする。また、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）について、受託者は権利行使を放棄するものとする。

別紙資料



●…ボーリング調査地点

図　令和８年度青谷上寺地遺跡周辺砂丘部地質調査業務位置